

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷三十四第

行發日一月九年一十和昭

論叢

不動産取得税に就きて……………法學博士神戸正雄

金融の實質的及び表見的の緩漫と逼迫……………經濟學博士小島昌太郎

漁業組合制度論……………經濟學博士蜷川虎三

時論

電氣官營に就て……………經濟學博士作田莊一

家屋税移管問題……………經濟學博士沙見三郎

研究

ヒルデブランドに於ける國民經濟學の課題……………經濟學士白杉庄一郎

獨逸大銀行と工業の集中運動……………經濟學士田杉競

講演

國際資源の再分配問題……………文學士高原操

說苑

獨逸國新電力政策に就いて……………經濟學士大塚一朗

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(裝轉載)

説 苑

獨逸國新電力政策に就いて

大塚 一朗

一、獨逸電力事業の現状

獨逸に於ける營業としての電力事業は略々一八八三年頃に其の起原を有し、今に至るまで約五十三年を閲してゐる。而して、其の間に斯業の経過は大體に順調なる發達の跡を示し、遂に昨一九三五年に至つては其の總發電量が約二百億キロワット時に達してゐる。

ところで、かかる大規模の發達を遂げた重要産業部門の現状を其の主體關係から見るに次表の示すが如くに、これには甚だ多種多様な資本が關係してゐるのである。

事業主體	發電所數	發電設備能力	
		1000キロワット	百萬キロワット時
國有事業	13	747.2	1828.9
國有鐵道會社事業	62	135.1	219.8
諸支分邦有事業	28	580.8	1400.9
諸縣有事業	10	29.1	36.4
諸郡有事業	46	132.1	192.9
市町村有事業	566	1581.8	2070.1
公共團體有事業	85	1148.4	2189.8
公私混合會社事業	208	2918.9	4922.0
私有事業	609	794.6	1650.6
總計	1627	8068.0	14511.4

一九三三年に於ける獨逸電力營業主體關係。¹⁾

要するに、現在の獨逸電力事業を其の主體關係の方面から眺めた場合に、官公私各種資本が相並んでこれ

1) 獨逸國統計局統計年報、1935. S. 152.
(Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich, 1935.)

に關係してゐること、企業の規模は大小種々で其の數甚だ多いこと、全體に互り官公有資本が極めて重要な地位を占めてゐること等が其の特色になつてゐる。かかる現状の獨逸電力事業の發達過程を主としてホブレツカー²⁾の記述によつて窺ふに、次の如き事情になつてゐる。

即ち、電力事業は其の草創時代にはこれが技術關係及び瓦斯事業との間の競争關係等から其の營業上に甚だ大なる危険を豫想せしめてゐたから、敢て其の危険を冒して事業を開設せんとする私的資本の力によつて漸く其の端緒を開くことを得たものである。かくて、當時には未だ各種行政團體の如きは其の事業危険を懼れて、相當に大規模なる都市でも、進んでこれに手を著けやうとするものはなかつたのである。而して、又たとへ私的資本によつて創められた事業でも、其の設備規模の如きは甚だ小さく、僅に一局部地方への供給に従事する程度のものに過ぎなかつた。

それが、今世紀に入りて以後、發送電設備上に顯著

なる技術的改良が現はれ、又瓦斯事業との間の競争關係も自ら分明せるに伴つて、斯業の構造上に大なる變化が起つて來た。それは一方に各種公有資本の斯業擔當に従事するものが次第に多くなつた事であり、他方又、適當なる發電設備の規模、發電所立地の合理的選擇、供給電力量の調整等の技術的・經濟的諸理由に制せられて、或は數ヶ支分邦に跨り、或は更に全國的範圍にも亙るところの巨大なる發電企業が設立されるやうになつたことである。殊に戰後に入つて右の二つの趨勢は愈々急激なる發展を遂げた。

即ち、戰後電力需要の著しき膨脹の形勢を見るやこれに刺戟されて各支分邦、各種自治團體等は競つて自ら企業の主體となつて此の事業に關係し、或は株式の買入、引受、混合企業の設立等の如き諸々の形式を以て此の事業に資本を投じ、かくして、官、公、私電氣事業間に甚だ密接廣汎なる資本的結合關係が展開して來たのである。これに關聯して特に注意すべきは、一九二八年にプロシヤ電氣會社、國立電氣工場等を中心

2) Hobrecker, A., Die deutsche öffentliche Elektrizitätswirtschaft im Spiegel des Energiewirtschaftsgesetzes, (in Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik, Bd. 144, Heft 1, Juli, 1936).

にして獨逸電力事業株式會社 (Aktiengesellschaft für Deutsche Elektrizitätswirtschaft) と稱する一つの共同統制屋蓋會社がその設立を見た事である。其の後に事情は益々發展して、現在では右の統制會社は實に、

Elektrowerke A.-G., Preussische Elektrizitäts A.-G.,
 Aktien Gesellschaft Sachsische Werke, Bayernwerke
 A.-G., Vereinigte Elektrizitätswerke Westfalen A.-G.,
 Rheinisch-Westfälisches Elektrizitäts Versorgungs A.-
 G., Gesellschaft für elektrische Unternehmung A.-G.,
 Elektrizitätsversorgung Württemberg A.-G.,

等の如き獨逸電力事業界の代表的諸會社を殆んど網羅して自己の傘下に收めてゐる。かくの如き屋蓋會社組織の發展は獨逸電力供給網の重要部分に對する集中的企業統制の基礎を提供したもので、其の目的は獨逸電力企業の上に於ける聯合的協力を促進して、これによつて電力供給量の調節、送電制度及び配電制度の均衡化、電源の合理的利用等を齎し、全體として事業の經濟性を促進せんとするに存してゐる。而して、かかる

巨大コンツェルン組織が獨逸電力事業界に成立して、各箇電力企業間の綜合的協力關係を可能ならしめてゐる事實を今日では普通に電力事業界の聯合經濟化 (Verbundwirtschaft) の現象と呼んでゐる。此の聯合經濟

の組織が獨逸電力事業界の合理化を促進せる功績は顯著であるが、此の場合の合理化といふのは直接にはただ其の統制組織に参加せる公私電力資本自體の立場の改善を意味するに過ぎないのである。従つて、國民經濟的全體繁榮の立場から見て電力事業界に課せられてゐる諸問題が右の電力企業本位的組織たる聯合經濟的發展によつて同時に解決せられたといふ譯ではない。又電力資本自體の立場だけから見ても、先に述べたる『獨逸電力事業株式會社』の資本的統制はなほ全體的に完成してゐるのではなくて、其の結合組織網の外に孤立して獨立的地位を固守する比較的小規模の列外會社(アウトサイダー)の數も今なほ相當に多く、其の上に、殊に暖房熱の供給を中心にしたる電力、瓦斯事業間の競争は近年更に漸く激しくなつており、且つ自

家用發電と營業電力事業との間にも調節を要する難問題が現はれてゐる。

畢竟、最近の電力事業界は聯合經濟組織の高度なる發展にも不拘、なほ多方面に少からざる缺點弊害がこれに包藏されてゐる状態であつた。今、國民經濟的立場から見ても獨逸電力事業界の現況に於ける未解決の重要問題としては、單に私營事業に限らず寧ろ官公營事業に於いてこそ一層顯著なる收益本位の事業方針がとられてゐる爲の必然的結果としての一般的に割高なる電力料金、各箇電力企業間並びに營業電力事業と自家用發電との間の無統制的投資に基ける莫大なる資本の濫費、小工業及び農村への低廉、豊富なる電力供給に對する支障、電源利用上の缺點、戦時に於ける一般的電力供給の保安に對する防備制度の不完全等を數へることが出来るのである。而して、これらの諸弊害は其の救済の爲に孰れも國權の作用を必要とするものばかりである。

一九三三年ヒットラー政権の成立以來、無論電力事

獨逸國新電力政策に就いて

業界の上記諸問題に關しても考慮が重ねられてゐたのであらうが、未だ外部に對しては何等これに關する具體的の處置が現はれなかつた。

元來、電力事業に對する國權的作用の問題は獨逸に於いて決して新規の事柄ではない。即ち、革命後間も無く社會民主黨政府は社會主義的政綱としての産業社會化の要求に促されて、一九一九年四月に電氣事業社會化法 (*Das Gesetz über die Sozialisierung der Elektrizitätswirtschaft*) を發布した。此の法律は民營事業收容の基礎に立つて電力事業を國營化する原則を確立したもので、資本主義的電力事業に伴へる諸弊害の抜本的解決方法と考へられた。然るに、右の電力事業國營化の原則は當時及び其の後の經濟的、財政的、政治的事情に妨げられて、少しも實現の緒に著くことが出来なかつた。かくて、其の後の獨逸電力事業界には、既に述べたるが如くに、公私各種の資本會社が相並んで長足の發展を遂げ、且つこれを基礎にしたる資本的統制組織たる聯合經濟制度の成立を見た譯である。

3) v. Beckerath, H., *Der moderne Industrialismus*, 1930, S. 388 ff.

事情かくの如きものがあつたところへ、昨一九三五年十二月十六日に至り、政府は獨逸電力事業に關する一劃期的新政策を發表した。それは、同日に『動力事業法』(Das Gesetz zur Förderung der Jnnergiewirtschaft)と稱する一法律が發布、實施せられたことを指すのである。

二、動力事業法の要點

今回の動力事業法設定に就いて指導的役割を擔當せる經濟大臣シャハトは既に今より二十八年前即ち一九〇八年に、當時財政改革問題に關聯して電力事業の國家獨占説が誘發された機會に於いて、次の如き趣旨の論文を發表してゐるのである。即ち、——國家と私企業とが共同生産に従事して、企業家は經濟的原則を國家は社會的原則を擁護するといふことについて聯絡をとることは國家監督の問題に助成的影響を與へることにならう。さりとて一方に於いて電力事業界に企業集中の傾向があることは、それ自體として何等憂慮すべ

きものではなく、従つてこれに對して特に國家獨占を採るべき理由は存在しない。國家が統制力を有するかぎり、私的利益と全體利益との間には決して衝突の起るものではない。ただ、電力事業が集中して大規模能力を發揮し、これによつて單に大工業のみではなく、農業及び小工業經營にも低廉價格の電力が供給せられ得るやうになるのには、若干の程度に國家の資本參加が行はれ、これを基礎にして、電力事業の營業政策上に共同福祉の見地からの國家的影響が加へられる必要がある。——といふのである⁴⁾。

右の論文に現はれたシャハトの見解に於いては、電力事業の企業的經營の維持とこれに對して適當に共同福祉の立場からの國家的影響を及ぼすことの必要とがその骨子になつてゐる。そして、恰も此の本質的見解が新制動力事業法の基礎的觀念を形成してゐるのである。現にシャハトは動力事業法發布の少しく前、昨年九月廿七日にザールブルユツケンに於ける獨逸電力業者大會に臨席し、經濟省を代表して新動力事業法を

4) Preussische Jahrbücher, 1908, Bd. 41.

豫告する演説を試みた際にその中で次の如き趣旨を明かにしてゐる。即ち、ナチス主義的國家に於いて根本的關心事を成せるは動力の供給が私人の手によつて行はれるか、或は公共の手によつて行はれるかといふことではない。重點をなすものは、あらゆる生産が國民及び國家の全體的福祉に對して從屬の地位におかれるといふことに外ならない、といふのである。

従つて新動力事業法が動力事業の社會化乃至は國營化の原理を確立したる往年の電氣社會化法とは根本に於いて其の性質を異にせるものであることを知るであらう。それは電力企業の存立を維持しながら、これに對して強力なる統一的國家統制を作用せしめることを以て其の本質にしてゐるのである。

今、新制動力事業法の内容を見るに、それは前文の外に二十ヶ條を含んでゐるが、其の體系中の重點は次の如き諸規定の上に存してゐる。

(イ)新動力事業法は瓦斯及び電氣企業を其の企業主體の公私孰れに關係なく一様に經濟大臣の統一的監督下に立たしめるものである。但し、市、町、村及び市、町、村組合の電氣、

獨逸國新電力政策に就いて

瓦斯供給事業の利害に關する限り、内務大臣との協力を以て其の監督が行はれることを要す。(第一條)

(ロ)經濟大臣は此の法律の目的の要求に従つて、動力企業の技術的、經濟的關係に關する事情調査を行ひ、又これらの企業に於ける一定の技術的、經濟的事件及び事實に關して報告義務を定めることが出来る。(第三條)

(ハ)動力企業は施設の建設、改造、擴張、若くは廢止に先立つて、これを經濟大臣に届け出づる義務を負ひ、經濟大臣は此の届出でられた計劃に對して異議を申渡し、必要に應じてこれを禁止處分に附することが出来る。(第四條)

(ニ)自家用の電氣及び瓦斯生産設備の設置、擴張は其の事業主體から事前に於いて、これに關する報告を當該關係區域の供給に當つてゐる營業的動力供給業者に向つて提供することを要す。(第五條)

(ホ)動力供給業者が一定地域に供給を行ふ場合には一般的條件及び一般的料金を公表し、且つ此の條件によつて何人をも避けることなくこれを其の供給網に加入せしめてこれに供給すべき義務を有す。(第六條)

(ヘ)經濟大臣は又直接に一般的規定及び箇別的命令を以て、動力供給業者の一般的條件及び一般的料金率に就き、ならびに動力受賣配給業者の動力購入價格に就きて、經濟的見地に考慮したる決定を與へることが出来る。(第七條)

(ト)經濟大臣は國防確保に必要な限り、各企業の了解を得

- 5) Winkler, L., Warum ein Energiewirtschaftsgesetz? Gründe für den Erlass des Gesetzes und seine Auswirkungen auf die zukünftige Gestaltung der Energiewirtschaft, (in der praktische Betriebswirt, Nr. 2, 16 Jrg).
- 6) hrsg. von Hoche, W., Die Gesetzgebung des Kabinetts Hitler, Heft 16, 1936, S. 292 ff.

て、既存設備の維持、及び増設ならびに動力給付に關する規定及び命令を發することが出来る。若し此の際に經濟的の了解の範圍を超える限り、經濟大臣の決定を以て賠償金の支拂が行はれる(第十三條)

三、動力事業法の原理的意義及び

效果に關する諸問題

以下に於いて、ナチスの經濟政策主義の立場より見たる新動力政策の原理的意義、及び主として電力關係を中心としたる此の新政策の實施上の效果に關して、ウインクラ⁷⁾所説の要點を紹介しやうと思ふ。

抑々、新動力事業法は現獨逸政府が經濟的領域全體に對して國家的統制化を企つる爲の基本的經濟法の最初の一たるものとして、特別の關心に値するものである。蓋し、此の法律は適々その對象となりたる事業の性質如何に不拘、經濟政策に於けるナチス主義的の實現の一般的方式を徵表する性質を有するものとして、極めて重大な意義を含んでゐる。

社會民主黨政權の手に成れる往年の電氣社會化法は

終始社會主義的見地から出發して、一義的且つ明白に、電氣事業の國營化を企圖したるものであつた。これに對して新制動力事業法は、國家自ら事業の主體となることなく、經濟事業に對する國家の影響は、徹頭徹尾、企業家的活動の自由を保障しながらこれによつて共同經濟的利益を確保するには、國家として如何に處置すべきものであるか、の考慮から出發すべきものであるとする見解を基礎にして成立したるものである。

新制動力事業法によつて國家は自ら動力供給事業の經營主體とならんとするものではなく、なほ又動力事業に於ける計劃經濟を企てんとするものでもない。動力事業法の目的は、偏に、動力事業の管理が共同經濟的原理の遵奉といふ觀點に立つて執行せられるに至るのを無條件に確保せんとすること其の點に存してゐる。此の目的を實現する爲に、動力事業法は公私動力事業に對する統一的強力統制についての廣汎なる諸權限を經濟大臣の手許に設定したるものである。

抑々、今日までの獨逸電力事業界は大體に於いて強

7) Winkler, L., a. a. O.

力なる國家的作用から解放されてゐて、其の爲に各企業の利己的營業政策と割據的有害競争とが行はれ、これを國民經濟的共同繁榮の立場から見れば、既に見たる如き種々なる弊害、缺點を包藏してゐたのである。動力事業法は經濟大臣の手許に於ける強力なる監督統制によつてそれらの弊害を救済せんとするのである。就中、次の二つの點は新動力政策が最も力をおくところの中心的目標になつてゐる。即ち、一つは國防的見地から電力供給の安全を確保することであり、他は電力價格の低廉化を實現するといふことである。

第一の點については聯合經濟組織の發展を助成して送配電網の合理的聯絡を促進することが要求せられ、第二の點については監督統制の力によつて國民經濟的共同利益を基準にせる價格の決定が行はれるやうにならねばならぬ。

尤も價下の引下については、動力供給企業の收入關係から見ても明かなる如く、急激なる強壓的變化は經濟上に重大なる結果を惹起する惧れがあるから、これ

を避けて、漸進的低下の方策を取ることが必要である。

いづれにもせよ、今回の動力事業法は獨逸に於ける動力の供給が各種動力生産業者及び受賣配給業者の個別的利益主義から解放されて、専ら國民經濟的福祉に立脚することを要求してゐる。而して、かゝる要求を満足せしむる爲に、國民經濟的任務を負へる官憲が専門的智識を具へて、嚴正公平なる監督統制の任に當たることになつたのである。しかし、かくの如き重大なる任務の完うせられるが爲には、獨り官憲の力のみ任ずることなく、各箇企業の當業者が又皆自己本位の利害對立觀から解放されて、夫々其の一分を共同目的の爲に貢獻して、問題の解決に協力するところがなければならぬ。

四、結 言

私は最後に、獨逸の新動力政策に關する卑見の一端を感想の形式を以てここに附け加へておかうと思ふ。但し、動力事業法の基礎的觀念としてシャハトが強調するところの動力事業非國營主義の主張自體の原理的是非について議論しやうと

するのではない。尤も、今姑くその原理的是非の議論を別にして、右の非國營主義の主張をとり上げて見れば、これは現在の獨逸政權の本質的性格と現在の獨逸財政事情との二つの契機に制約されて誠に避け難き必至の歸結であつたと思ふのである。而して、たとへ電力事業の統一的國營主義は排斥されたからといつて、獨逸電力事業界の現状を國民經濟的全體繁榮の立場から眺めた時に、少くとも新制動力事業法に盛り込まれたるが如き程度の國權的統制の強化そのものは、到底此の際其の必要を否認することが出来なかつたであらう。

しかし、何分にも、現在の獨逸電力事業界は、公私大小各種の企業の錯綜關係を基礎にしたる資本主義的秩序の中に立つてゐる。これに對して經濟大臣は動力事業法が與へるところの廣汎なる權限に立脚して國民經濟的全體繁榮の基準に適合する監督統制を加へんとするのである。果して、實際上充分に其の目的を達することが出来るものであらうか。惟ふにこれについては現獨逸政權の有する強力統制の力を以てしても、猶且そこには容易ならぬ障礙が伴ふのを避けることが出来ぬであらう。それは、さきにウインクラーの所説紹介の中に暗黙の間に示唆しおけるところの、此の新政策の目的實現の前提條件ともいふべきものが、如何に實踐上の大なる困難を負へる性質の事柄であるかといふことを顧みただけでも、直ちに首肯せらるべき推察でなければならぬ。殊に、農村及び小工業への動力就中電力供給を特に豊富且つ低廉にして、

動力關係の方面から社會的經濟關係の調節と生産經濟組織の革新的更生とに資益するといふ新動力政策の中心的課題の如何にして如何なる程度迄其の實現を期することが出来るであらうか。蓋し、この事、難中の難事なのではなからうか。

若し、新動力政策が放任資本主義制に基ける諸弊害を克服して、獨逸の電力事業界に現存するところの既述の如き重要な國民經濟的諸問題を満足に解決することに成功し得たならば、其の時には此の新政策は、それが一方に於いて人民の自治的工夫と自律的責任との範圍を與へてゐることによつて電力事業上の經濟性の増進に一層適當せるものであると考へられてゐるだけに、其の點を以て正しく統一的國營主義に對して經濟的に一步の長を有することを始めて實證することが出来る譯である。果して全體としてかかる結果を擧げることが出来るかどうか。誠に此の獨逸國新動力政策の實施は現代資本主義的諸弊害の克服の努力に關して起ころるところの、重要産業の統一的國營原則かまた又共同經濟主義的統制原則かの問題に對する一實驗的事件として、其の成行には吾人の注目値するところのものがあると考へる。(一九三六・八)